

令和5年度答申第8号
令和5年4月28日

諮問番号 令和4年度諮問第95号（令和5年3月31日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 河川法67条に基づく原因者負担金負担命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、二級河川に隣接する農地においてした客土による耕地改良（以下「本件耕地改良」という。）により、当該二級河川の河床を隆起させ、河川管理上著しい支障を生じさせたとして、河川管理者であるA知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、河川法（昭和39年法律第167号）67条の規定に基づき、本件耕地改良により必要を生じた河川工事及び河川の維持に要した費用の負担命令（以下「本件負担金負担命令」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 定義

ア 河川法3条1項は、この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいうと規定している。

イ 河川法4条1項は、この法律において「一級河川」とは、国土保全上

又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したものをいうと規定している。

ウ 河川法5条1項は、この法律において「二級河川」とは、上記イの政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいうと規定している。

エ 河川法7条は、この法律において「河川管理者」とは、同法9条又は10条の規定により河川を管理する者をいうと規定し、同条1項は、二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うと規定している。

(2) 工事原因者の工事の施行等

河川法18条は、河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができると規定している。

(3) 原因者負担金

河川法67条は、河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、二級河川B川水系B川（以下「本件河川」という。）のC地のD橋下流左岸約500メートルの箇所（以下「本件箇所」という。）に隣接する農地（E地。以下「本件農地」という。）において、客土による耕地改良（本件耕地改良）をした。

(2) F土木事務所は、令和2年10月21日、地元の建設業者から、本件河川の河床が隆起しているとの情報提供を受け、同月22日、現地確認をしたところ、本件箇所において延長約34メートル、幅員約13メートル、水面から0.2メートルから0.7メートル程度の高さ（河床からは約1メートルから1.5メートルの高さ）の河床隆起（以下「本件河床隆起」という。）が生じ、本件農地において広範囲での1メートル程度の地盤沈

下が生じていた。

(G社からの令和2年10月21日付けのメール、弁明書の添付資料1及び同資料1の写真データのプロパティ情報)

- (3) 処分庁は、令和3年2月15日付けで、審査請求人に対し、本件河床隆起は審査請求人が本件農地においてした本件耕地改良により円弧滑り（土壌が円弧状に滑って地盤を破壊することをいう。以下同じ。）が発生したことによるものであり、その隆起した土砂が河川管理上の著しい支障となっていることから、その撤去が必要であるとして、河川法18条の規定に基づき、同年5月31日までに上記の土砂を撤去して原状回復を図ること及びその原状回復工事に係る施工計画書を同年3月16日までに処分庁に提出し、その承認を得た上で原状回復工事を実施することを求めた。

(「B川において発生した河床隆起に係る原状回復について」と題する書面(河環第a号))

- (4) 処分庁は、審査請求人が上記(3)の求めに応じなかったことから、自ら原状回復工事を実施し、令和3年10月4日付けで、審査請求人が本件農地においてした本件耕地改良により本件河川の河床を隆起させ、河川管理上著しい支障を生じさせたとして、審査請求人に対し、河川法67条の規定に基づき、本件耕地改良により必要を生じた河川工事及び河川の維持に要した費用(原因者負担金3,665万0,150円)の負担命令(本件負担金負担命令)をした。

(命令書(b第c号))

- (5) 審査請求人は、令和3年10月22日、審査庁に対し、本件負担金負担命令を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和5年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、耕作機械の使用が困難な軟弱地盤上の休耕地を耕作機械の使用が可能な農地に戻すため、本件農地において、客土(厚さ70センチメートルから80センチメートル)による耕地改良をただけである。
- (2) 審査請求人のした本件耕地改良が本件河床隆起の一原因となった可能性は否定することができないが、本件箇所付近の堤防(以下「本件堤防」と

いう。)が一般的な河川管理施設の構造に準拠したものであれば、本件耕地改良が本件河床隆起の原因となることはあり得ない。

(3) 本件河床隆起の主な原因は、河川管理者が、本件堤防の築造時に、ずさんで場当たりの工事をしたこと、そして、各所で問題が生じているにもかかわらず、河川管理を怠り、本件堤防の根本的な改修を行わずに補修のみで済ませてきたことにある。

(4) 以上のとおり、本件河床隆起は、本件耕地改良により円弧滑りが発生したことによるものではなく、河川管理者が河川管理を怠ってきたことによるものである。したがって、本件河床隆起は、河川管理者の責任である。それにもかかわらず、処分庁は、耕作不能な農地をよみがえらせようと努力する審査請求人に対し、本件河床隆起の責任を転嫁しているのであって、このような処分庁の態度は、許し難い。

(5) よって、本件負担金負担命令の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件河床隆起の原因について

本件箇所においては、地面が盛り上がり、クラックが発生するなど、地盤面が変形しているところ、審査請求人と処分庁との間においては、本件河床隆起が生じていること及び審査請求人が本件農地において本件耕地改良をしたことについては争いがないから、本件の争点は、本件耕地改良により円弧滑りが発生して本件河床隆起が生じたといえるか否かである。

処分庁がした地盤解析の結果並びに地盤解析の結果の基となった護岸設計報告書及び地質調査報告書等によれば、円弧滑りの安全率（地滑りに対する盛土の安定性を検討する際の照査指標をいう。以下同じ。）は、本件農地における客土前は1.174と1.0を上回っていたのに対し、客土後は0.998と1.0を下回っているから、客土により円弧滑りが発生することが示されている。このため、本件耕地改良により本件河床隆起が生じたという因果関係が推定され、これを覆す事情は認められない。

したがって、本件耕地改良が本件河床隆起を生じさせたとの処分庁の認定は、合理的である。

(2) 河川法67条の原因者負担金負担命令の要件について

河川法67条によれば、原因者に負担金を負担させる要件は、①「他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用」であること（以下「要件①」という。）、②「その必要を生じた限度において（中略）その全部又は一部を負担させるもの」であること（以下「要件②」という。）及び③「当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に（中略）負担させるもの」であること（以下「要件③」という。）の三つであるから、本件負担金負担命令がこれらの要件を満たしているか否かを検討すると、以下のとおりである。

ア 要件①について

(ア) 費用項目及び負担金の額について

処分庁は、本件負担金負担命令において、審査請求人に対し、以下の各費用項目に係る費用の負担を命じている。

- ① 県単河川維持委託（支障物撤去）
契約金額417万5,600円のうち、174万1,300円
- ② 県単河川維持委託（河川巡視）
契約金額179万7,400円のうち、149万1,600円
- ③ 県単河川維持委託（河川巡視その2）
契約金額99万1,100円（全額）
- ④ 県単河川維持委託（B川地質調査）
契約金額651万2,000円（全額）
- ⑤ 県単河川維持委託（B川護岸設計）
契約金額466万4,000円（全額）
- ⑥ 県単河川維持工事（B川堤防復旧工）
契約金額2,205万5,000円のうち、2,125万0,150円

(イ) 費用の妥当性について

- ① 県単河川維持委託（支障物撤去）
契約金額は、当初設計金額と同額であるところ、当初設計金額は、必要な人工数や使用資機材・諸経費から算出されている。審査請求人が負担すべき負担金の額は、契約金額から河川管理者が負担すべき通常の河川維持管理に必要な費用（除草等）を控除して、隆起した土砂の動態観測に必要な費用が算出されている。
- ② 県単河川維持委託（河川巡視）

契約金額は、当初設計金額と同額であるところ、当初設計金額は、必要な人工数や使用資機材・諸経費から算出されている。審査請求人が負担すべき負担金の額は、契約金額から河川管理者が負担すべき通常の河川維持管理に必要な費用（除草等）を控除して、隆起した土砂の動態観測に必要な費用が算出されている。

③ 県単河川維持委託（河川巡視その2）

契約金額は、請求金額と同額であるところ、請求金額は、必要な人工数や使用資機材・諸経費を考慮の上、隆起した土砂の動態観測に必要な費用が算出されている。

④ 県単河川維持委託（B川地質調査）

契約金額は、当初設計金額と同額であるところ、当初設計金額は、土質の種類に応じた施工単価、掘削長、各種試験を考慮した直接調査費や運搬費、準備費、足場仮設費、旅費交通費、施工管理費等、土砂の撤去等の検討に必要な調査をするのに必要な費用から算出されている。

⑤ 県単河川維持委託（B川護岸設計）

契約金額は、当初設計金額と同額であるところ、当初設計金額は、現況地盤解析（円弧滑り）及び対策工法（自立式土留工設計）の直接人件費及び旅費交通費等、土砂の撤去等の検討に必要な調査をするのに必要な費用から算出されている。

⑥ 県単河川維持工事（B川堤防復旧工）

当初設計金額は、2,321万円であり、各工事の数量及び単価を考慮した直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等から算出されているが、契約金額は、2,205万5,000円であるから、契約率は、0.950237である。そこで、審査請求人が負担すべき負担金の額は、当初設計金額から河川管理者が通常負担すべき工事分（河床隆起影響外の掘削、コーピング費用）を控除した金額に上記の契約率を乗じて算出されている。

以上によれば、上記①から⑥までの各費用は、いずれも審査請求人がした本件耕地改良により「必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用」であるから、本件負担金負担命令は、要件①を満たしている。

イ 要件②について

河川法67条にいう「その必要を生じた限度において」とは、「他の工

事又は他の行為により直接必要を生じた河川工事又は河川の維持であって、当該必要を生じた時点における河川又は河川管理施設の機能の回復を限度とすることを意味する」とされているところ、上記アの(イ)のとおり、審査請求人が負担する負担金の額の算定に当たっては、河川管理者が通常負担すべき費用は控除されているから、本件負担金負担命令は、要件②も満たしている。

ウ 要件③について

上記(1)のとおり、本件耕地改良が本件河床隆起を生じさせたとの処分庁の認定は、合理的であるから、審査請求人は、「費用を負担する者」に当たり、本件負担金負担命令は、要件③も満たしている。

以上によれば、本件負担金負担命令は、河川法67条に規定する三つの要件を満たしているから、違法又は不当なものとは認められない。

(3) 本件審査請求について

上記(1)及び(2)で検討したところによれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和3年10月22日
弁明書の受付	: 同年12月16日
反論書の提出期限(1回目)	: 令和4年1月28日
反論書の提出期限(2回目)	: 同年2月21日
反論書の作成状況の確認	: 同年3月24日 (2回目の反論書の提出期限から約1か月)
処分庁への質問書(1回目)の送付	: 同年11月16日 (弁明書の受付から11か月、2回目の反論書の提出期限から約9か月)
処分庁からの回答(1回目)	: 同年12月1日
処分庁への質問書(2回目)の送付	: 同月2日
処分庁からの回答(2回目)	: 同月19日
処分庁への質問書(3回目)の送付	: 令和5年1月23日

処分庁からの回答（3回目）：同年2月7日
反論書の提出期限（3回目）：同月24日
処分庁への質問書（4回目）の送付：同年3月10日
処分庁からの回答（4回目）：同月17日
（弁明書の受付から約1年3か月、1
回目の質問書の送付から約4か月）
審理員意見書の提出：同月27日
本件諮問：同月31日
（本件審査請求の受付から約1年5か
月）

- (2) そうすると、本件では、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年5か月もの長期間を要しているが、その原因は、①審理員が、審査請求人に対し、反論書の提出期限を2回も設定し直したこと及び②審理員が、処分庁に対し、質問書を4回も送付して回答を求めたことにある。しかし、審理員は、2回目の反論書の提出期限から約9か月も経過した時点でようやく1回目の質問書を処分庁に送付しているから、本件における手続の遅延の主な原因は、質問書の送付手続にあるといえることができる。

質問書は、処分庁が提出した弁明書の記載内容について、その根拠となる資料の提出や補足の説明を求めたものであるから、その送付は、弁明書の受付後、速やかにすべきであったと考えられるが、審理員は、弁明書の受付から11か月も経過した時点でようやく1回目の質問書を送付し、その後、3回も質問書の送付を繰り返したため、質問書の送付とこれに対する回答の手続だけで約4か月もの期間を要している。この点について、審査庁は、審理員や担当者が本件審査請求を検討するのに必要な地盤工学に関する専門的な知見を有していなかったことから、検討に期間を要したと釈明する（令和5年4月14日付けの審査庁の事務連絡・別紙の1）が、上記の事情は、弁明書の受付から質問書の送付とこれに対する回答の手続の終了までに約1年3か月もの長期間を要したことを正当化するものではない。

審査庁においては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）が目的とする審査請求事件の簡易迅速な処理（1条1項参照）が実現するように、専門的な知見を要する審査請求事件については、その処理のための特別の体制を整えるなどの方策を検討されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はどうかかわれない。

2 本件負担金負担命令の違法性又は不当性について

(1) 本件箇所において本件河床隆起が生じていること及び審査請求人が本件箇所に隣接する本件農地において本件耕地改良をしたことについては、審査関係人間に争いが無いから、本件では、本件河床隆起の原因が審査請求人のした本件耕地改良であるか否か及び本件負担金負担命令が河川法67条に規定する要件を満たしているか否かが問題となっている。

(2) 本件河床隆起の原因について

ア 社団法人日本道路協会編著「道路土工 盛土工指針（平成22年度版）」によれば、軟弱地盤上に盛土を急速に行うと、基礎地盤を含む地盤の沈下変形又は円弧状の滑り破壊を生ずることがあるとされ（7、8頁参照）、社団法人日本道路協会編著「道路土工 軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）」においても、軟弱地盤上に盛土を行うと、直下の軟弱地盤は、沈下するとともに、側方に変位し、それに伴い、周辺地盤の変形（隆起、水平変位）が生ずるとされている（114頁参照）。

イ そこで、本件における地盤の変形について検討すると、本件箇所において河床の水上までの隆起（本件河床隆起）が生じ、本件農地において広範囲での地盤沈下が生じている（上記第1の2の(2)）ほか、本件堤防において河川方向への変形（はらみ出し）や亀裂が生じていることが確認された（弁明書の添付資料1、地質調査に関する調査報告書（39頁））。しかし、2020年（令和2年）2月に撮影された空中写真によれば、同月時点では、本件箇所及び本件農地において写真で判別可能な地盤の変形は確認されなかった（地質調査に関する調査報告書（41頁））。そして、ボーリング調査による地質調査の結果、本件農地が存在する本件河川の左岸一帯は軟弱地盤であることが確認された（地質調査に関する調査報告書（44頁））。

これらのことから、上記の地質調査を委託された業者（H社）は、本件における上記の地盤の変形は、造成（本件耕地改良）による影響が大きいと考えられるとしている（地質調査に関する調査報告書（44頁））。また、本件で護岸設計を委託された業者（I社）も、本件農地が存在する本件河川の左岸一帯は軟弱地盤であるにもかかわらず、盛土（客土）をしたことにより、軟弱地盤内を通る円弧滑りが発生し、河床が隆起したと考え

られるとしている（護岸設計に関する報告書（12頁））。

したがって、本件河床隆起は、審査請求人のした本件耕地改良が原因であると考えるのが相当である。

ウ これに対し、審査請求人は、本件河床隆起は本件耕地改良が原因ではなく、河川管理者が河川管理を怠ってきたことによるものであるなどと主張する（上記第1の3）。

しかし、空中写真（地質調査に関する調査報告書（図5.2（41頁）及び写真5.7（42頁）））によれば、本件河川は、1947年（昭和22年）には、かなり蛇行して流れていたのに対し、1975年（昭和50年）には、ほぼまっすぐに流れていること（したがって、同年以前に本件堤防が築造されたこと）、2020年（令和2年）2月には、本件農地より東側の地域において造成が始まっていることを確認することができるが、上記イのとおり、同月時点では、本件箇所及び本件農地において写真で判別可能な地盤の変形は確認することができない。

また、社団法人日本道路協会編著「道路土工 盛土工指針（平成22年度版）」によれば、盛土を施工する際の円弧滑りの安全率（設計上の指針）は、盛土工事の直後は1.1、盛土工事から長期間経過した後は1.2とされている（109頁参照）ところ、本件で護岸設計を委託された業者が上記イの地質調査により得られた土質定数を用いて算定した本件堤防の安全率は、本件農地における盛土（客土）前は1.174であるのに対し、盛土（客土）後は0.998である（護岸設計に関する報告書（14、16頁））から、本件堤防は、本件耕地改良が始まる前は安定していたといえることができる。

さらに、本件河床隆起については、令和2年10月21日に地元の建設業者から情報提供がされた（上記第1の2の(2)）が、本件耕地改良が始まる前から本件箇所及びその周辺において地盤が変形していたのであれば、その時点で同様の情報提供があったと考えられるが、情報提供があった形跡はうかがわれない。

ところで、本件河川は、J用水事業（K川からB川を經由してL川に至る農業用水路を整備する事業）の一環として改修がされ、堤防が築造されているが、当該事業は、昭和40年に完成している（農林水産省M農政局N農業水利事業所編著「O」（21頁）参照）から、本件堤防は、同年以前に築造されたといえることができる。

そうすると、本件堤防は、その築造以来、長期間にわたって安定していたと認められるのであって、審査請求人のした本件耕地改良以外に本件河床隆起の原因になる事情があったとは考えられない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

エ 以上によれば、本件河床隆起は、審査請求人のした本件耕地改良が原因であると認めるのが相当である。

(3) 本件負担金負担命令について

ア 河川法67条は、他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、その費用を負担する者（原因者）に負担させることとしている（上記第1の1の(3)）。

上記(2)で検討したとおり、本件河床隆起は、審査請求人のした本件耕地改良が原因であると認めるのが相当であるから、その隆起した土砂を除去して本件河川の原状回復を図るために必要な費用については、原因者である審査請求人に負担させることができることになる。

イ そこで、まず、本件負担金負担命令において審査請求人が費用の負担を命じられた各費用項目（業務）について検討すると、その内容は、処分庁の説明（「二級河川B川水系B川における原因者負担金の負担命令について」と題する書面）及び各項末尾掲記の資料によれば、以下のとおりである。

(ア) 県単河川維持委託（支障物撤去）は、本件河床隆起により通水に支障となる草木の撤去及び隆起した土砂の動態観測（原状回復工事の適切な実施のために、隆起した土砂上に測点を定め、その標高や水平変位を継続的に観測することをいう。以下同じ。）を行う業務である。

（支障物除去に関する業務委託契約書及び特記仕様書）

(イ) 県単河川維持委託（河川巡視及び河川巡視その2）は、隆起した土砂の動態観測を行う業務である。

（河川巡視に関する業務委託契約書、設計図書及び日報、河川巡視その2に関する請書）

(ウ) 県単河川維持委託（B川地質調査）は、護岸設計のための基礎資料を得るため、ボーリング調査による地質調査を行う業務である。

（地質調査に関する業務委託契約書及び特記仕様書）

(エ) 県単河川維持委託（B川護岸設計）は、隆起した地盤の現況を把握し

た上で、対策工法を選定し、堤防復旧工事に必要な設計図面を作成する業務である。

(土木設計等業務委託契約書、護岸設計に関する特記仕様書)

(ウ) 県単河川維持工事 (B川堤防復旧工) は、隆起した土砂を撤去して本件河川の原状を回復する工事を行う業務である。

(建設工事請負契約書)

以上によれば、上記(ア)から(ウ)までの各費用項目 (業務) は、いずれも本件耕地改良により隆起した土砂を撤去して本件河川の原状回復を図るために必要なものであると認められる。

ウ 次に、本件負担金負担命令において審査請求人が負担を命じられた費用が河川法67条に規定する「その必要を生じた限度」のものであるか否かについて検討する。ここでいう「その必要を生じた限度」とは、「他の工事又は他の行為により直接必要を生じた河川工事又は河川の維持であって、当該必要を生じた時点における河川又は河川管理施設の機能の回復を限度とすることを意味する」とされている (河川法研究会編著「改訂版〔逐条解説〕河川法解説」(410頁)参照) から、「他の工事又は他の行為により直接必要を生じた」とはいえないもの、すなわち、本件耕地改良により直接必要を生じたとはいえない費用については、審査請求人に負担させることができないことになる。

これを本件についてみると、処分庁は、本件負担金負担命令において審査請求人に負担を命じた各費用項目 (業務) の負担金の額について、次のとおり説明し、その根拠資料として各項末尾掲記の資料を提出している (令和4年11月24日付けの処分庁の審理員宛ての「質問書に係る資料の提出について」と題する書面)。

(ア) 県単河川維持委託 (支障物撤去) についての負担金の額

支障物撤去の契約金額417万5,600円は、当初設計金額と同額である (契約率1.000000) ところ、契約金額の中には、河川管理者が負担すべき通常の河川維持管理に必要な費用 (伐木・除草の作業、伐木・除草の運搬・処分の費用) が含まれている。そこで、これらの費用243万4,300円を契約金額から控除した174万1,300円を審査請求人が負担すべき負担金の額とした。

(支障物除去に関する委託業務検査調書及び設計図書、「災害応急業務集計」と題する書面 (欄外に「10月23日~28日、11月20日の

除草作業を控除した請求対象額」が赤字で記載されている書面) 並びに「緊急作業対策等の日報」と題する書面(負担金の請求対象となる作業を青色のマーカーで示した書面)

(イ) 県単河川維持委託(河川巡視及び河川巡視その2)についての負担金の額

河川巡視の契約金額179万7,400円は、当初設計金額と同額である(契約率1.000000)ところ、契約金額の中には、河川管理者が負担すべき通常の河川維持管理に必要な費用(堤防の除草及びごみ拾いの作業等の費用)が含まれている。そこで、これらの費用30万5,800円を契約金額から控除した149万1,600円を審査請求人が負担すべき負担金の額とした。

また、河川巡視その2の契約金額99万1,100円は、請求金額と同額である(契約率1.000000)ところ、これは、隆起した土砂の動態観測に必要な費用であるから、契約金額全額を審査請求人が負担すべき負担金の額とした。

(河川巡視に関する委託業務検査調書及び設計図書、「災害応急業務集計」と題する書面(欄外に「11月20日、21日の除草作業を控除した請求対象額」が赤字で記載されている書面)並びに「緊急作業対策等の日報」と題する書面(負担金の請求対象となる作業を青色のマーカーで示した書面)、河川巡視その2に関する請書、災害応急業務費請求書及び「緊急作業対策等の日報」と題する書面)

(ウ) 県単河川維持委託(B川地質調査)についての負担金の額

地質調査の契約金額651万2,000円は、当初設計金額と同額である(契約率1.000000)ところ、これは、護岸設計のための基礎資料を得るために必要なボーリング調査による地質調査の費用であるから、契約金額全額を審査請求人が負担すべき負担金の額とした。

(地質調査に関する委託業務検査調書及び設計図書)

(エ) 県単河川維持委託(B川護岸設計)についての負担金の額

護岸設計の契約金額466万4,000円は、当初設計金額と同額である(契約率1.000000)ところ、これは、隆起した地盤の現況を把握した上で、対策工法を選定し、堤防復旧工事に必要な設計図面を作成する費用であるから、契約金額全額を審査請求人が負担すべき負担金の額とした。

(護岸設計に関する委託業務検査調書及び設計図書)

(カ) 県単河川維持工事 (B川堤防復旧工) についての負担金の額

堤防復旧工事の契約金額は、2,205万5,000円であるところ、当初設計金額は、2,321万円であり(契約率:0.950237)、この金額の中には、河川管理者が負担すべき費用(本件河床隆起の影響を受けていない河床の掘削(本件河床隆起前に堆積していた土砂の撤去)の費用及び矢板のコーピング(矢板式護岸の強度を持たせるためにする矢板の頭部へのコンクリートの打設)の費用)が含まれている。そこで、当初設計金額から上記の河川管理者が負担すべき費用84万7,000円を控除した2,236万3,000円に上記の契約率を乗じて算出した2,125万0,150円を審査請求人が負担すべき負担金の額とした。

(堤防復旧工事に関する工事検査調書及び設計図書)

以上によれば、上記(ア)から(カ)までの各費用項目(業務)の契約金額及び審査請求人が負担すべき負担金の額については、その根拠資料に照らして不合理な点は認められず、処分庁は、河川管理者が負担すべき費用を控除して審査請求人が負担すべき負担金の額を算出しているから、本件負担金負担命令においては、「他の工事又は他の行為により直接必要を生じた」とはいえないもの、すなわち、本件耕地改良により直接必要を生じたとはいえない費用については、審査請求人に負担させていないということができる。

したがって、本件負担金負担命令において審査請求人が負担を命じられた費用(上記(ア)から(カ)までの各負担金の合計3,665万0,150円)は、河川法67条に規定する「その必要を生じた限度」のものであると認められる。

(4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、本件負担金負担命令は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 原野村 口田 貴珠 公 優美美